

日本国際地域開発学会会則

- 第1条 本会は日本国際地域開発学会と称する。
- 第2条 本会は国の内外における自然、経済、社会の開発と保全に関する諸科学を研究し、国際地域開発の進展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う
- (1) 学術上の研究調査
 - (2) 年1回以上の研究発表会・学術講演会等の開催
 - (3) 会誌「開発学研究」およびその他出版物の刊行
 - (4) 業績の表彰および研究の奨励
 - (5) 内外関係機関・諸団体等との連絡連携
 - (6) 会員名簿の作成
 - (7) その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 会員は本会の目的に賛同するものをもって構成する。
- 第5条 会員は通常会員、購読会員、賛助会員、名誉会員とする。名誉会員は総会において推薦されたものとする。
- 第6条 会員は本会則に定める会費を納入するものとする。
- 第7条 会員は、会誌「開発学研究」の配布をうけ、研究を発表することができる。
- 第8条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 理 事 20名以上 25名以内（うち若干名を常任理事とする）
 4. 監 事 2名
- 第9条 総会は年1回とし、会長がこれを招集する。ただし臨時総会を開くことができる。
- 第10条 役員は、通常会員(学生会員を除く)の中から選出される。
- 第11条 会長、副会長、理事および監事は、総会において承認する。
- 第12条 常任理事は理事の中から互選する。
- 第13条 会長は、任期中の理事が欠員になった場合は、役員選挙に関する細則によらず、理事を指名することができる。
- 第14条 会長は会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは会長の任務を代行する。
- 第15条 会長は理事会を開催し、会務の主要事項を審理する。会務の処理は担当常任理事があたり、必要に応じて会長の委嘱する幹事をおくことができる。
- 第16条 監事は本会の会計を監査する。
- 第17条 役員任期は2ヶ年とし、重任を妨げない。

- 第 18 条 本会の事務局は神奈川県藤沢市亀井野 1 8 6 6 番地、日本大学生物資源科学部内におく。
- 第 19 条 本会の経費は会計、寄付金、その他の収入をもって当て、会費の年額は通常会員 9,000 円（但し学生は 5,000 円）、購読会費 1 口（12,000 円）、賛助会費は 1 口（20,000 円）以上とする。名誉会員は会費の納入を要しない。
- 第 20 条 本会の年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 21 条 本会の会則を改定するには総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
- 第 22 条 本会の運営および役員選挙に関する細則は理事会で別に定める。

付則

1. 本会は日本拓植学会が発展し、その名称を変更したもので、日本拓植学会に所属する事業その他、すべてを引き継ぐ。
1. 日本拓植学会会則は 1966 年に制定され、名称変更にともない、1990 年 4 月 30 日をもってこれを廃止する。
1. 本会則は 1990 年 5 月 1 日より施行する。
1. 本会則は 1991 年 4 月 20 日に改訂し、同日より施行する。
1. 本会則は 1997 年 4 月 25 日改訂し、同日より施行する。
1. 本会則は 2002 年 5 月 11 日改訂し、同日より施行する。
1. 本会則は 2021 年 11 月 27 日改訂し、同日より施行する。